

別表（第2条関係）

準要保護者の認定基準

- 1 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - （1）生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - （2）地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定による市町村民税の非課税
 - （3）地方税法第323条の規定による市町村民税の減免
 - （4）地方税法第72条の62の規定による個人の事業税の減免
 - （5）地方税法第367条の規定による固定資産税の減免
 - （6）国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定による国民年金掛金の免除
 - （7）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定による保険料の減免又は徴収猶予
 - （8）児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給
 - （9）生活福祉資金貸付制度による貸付け
- 2 前項各号に掲げる以外の者で、次のいずれかに該当するもの
 - （1）職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
 - （2）経済的な理由による欠席日数が多い児童生徒の保護者
 - （3）その他特別な事情により経済的に困っている保護者
- 3 前2項に該当する者で、世帯全員の所得合計額（総所得金額から社会保険料と生活保護法による障害者加算を除いた額をいう。）が、生活保護法に規定する基準額の1.3倍以下であること。